

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

よなごしんきんSDGs私募債(寄付型)の取扱開始

当金庫は「SDGs宣言」を公表し、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指しています。このたび新たな取り組みとして、SDGs私募債の取り扱いを開始しました。私募債発行額の0.2%を上限に、発行企業と相談して、SDGs活動に資する物品または金銭を寄贈・寄付するもので、発行企業にとってもSDGs達成への取り組みにつながります。

環境省「令和3年度ESG地域金融促進事業」採択

環境省が募集する令和3年度ESG地域金融促進事業に応募したところ、全国12金融機関の一つとして当金庫が提案した事業プランが採択されました。再生エネルギー普及による脱炭素社会の実現と地域経済の持続可能性向上に向けた取り組みで、エネルギーの地産地消モデルを構築し、新たな産業を創出することを目的としています。



新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対し、各種サポートを適切かつ柔軟に実施するよう取り組んでおります。また、お客さまにより安心してご来店いただけるよう、非接触型赤外線検温計、CO2濃度測定器を各営業店に設置しました。さらには、当金庫を会場に、近隣企業との合同による「コロナワクチン職域接種」を実施しました。



よなごしんきん × SNS

お友達
募集中!



お取引先企業のお得な情報を当金庫のお客さまへご案内することで、地域のお客さまとお客さまを当金庫の情報でつなぐ地域情報発信活動を展開しています。他にも当金庫のイベント情報なども発信しています。



創立100周年に向けて

令和4年12月2日、当金庫は創立100周年となります。100周年スローガン“この街と輝く未来へ”を掲げ、今後さまざまな施策を検討してまいります。

スローガン

この街と
輝く未来へ



YONAGO SHINKIN

地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク



店舗の所在地

令和3年(2021年)11月1日現在

- 本店 営業部 米子市東福原2丁目5-1 Tel.(0859) 33-1245
- 淀江支店 米子市淀江町淀江566-7 Tel.(0859) 56-2721
- 本町支店 米子市東倉吉町40 Tel.(0859) 22-5111
- 境港支店 境港市元町114 Tel.(0859) 44-4321
- 東支店 米子市富士見町1丁目15 Tel.(0859) 22-2278
- 赤碓出張所 東伯郡琴浦町赤碓1099-1 Tel.(0858) 55-0621
- 南出張所 (店舗内店舗) 米子市富士見町1丁目15 Tel.(0859) 22-2278
- 松江支店 松江市灘町1-7 松江プラザビル6F Tel.(0852) 23-7711
- 西支店 米子市旗ヶ崎2丁目20-37 Tel.(0859) 22-3183
- 松江北支店 (店舗内店舗) Tel.(0852) 24-3711
- 北支店 米子市東福原6丁目12-9 Tel.(0859) 34-0521
- 東出雲支店 松江市東出雲町錦新町7丁目1-3 Tel.(0852) 52-2323
- 弓ヶ浜支店 米子市夜見町1925-3 Tel.(0859) 24-0522
- 安来支店 安来市安来町1137-3 Tel.(0854) 22-2660
- 日野橋支店 米子市蚊屋200-53 Tel.(0859) 27-5711

REPORT 2021

[ミニディスクロージャー] 米子信用金庫の現況
2021年9月期(令和3年4月1日~令和3年9月30日)



https://www.shinkin.co.jp/yonago/

【本部】 米子市東福原2丁目5-1 ☎0859-33-1241

- お客様相談室 ☎0120-475-818
- ローン・資産運用等 ☎0120-475-005
- ☎ご相談窓口 ☎FAX.0120-475-160



基本方針

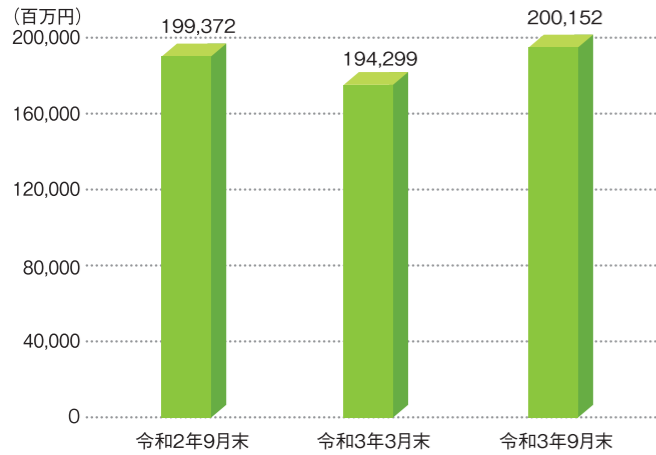
私達は協同組織の理念に基き、
地域社会の経済発展に寄与して、
豊かな住みよい郷土の建設に尽し、
大衆より愛される金庫になることを期する。

金庫概要 (令和3年9月末現在)

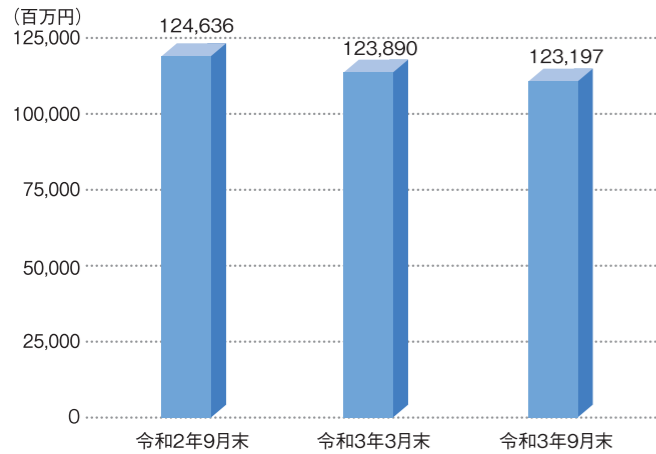
設立 大正11年12月2日
所在地 鳥取県米子市東福原2丁目5-1
出資金 2,647百万円
会員数 15,824名
店舗数 15カ店
預金積金残高 200,152百万円
貸出金残高 123,197百万円

令和3年9月期の実績

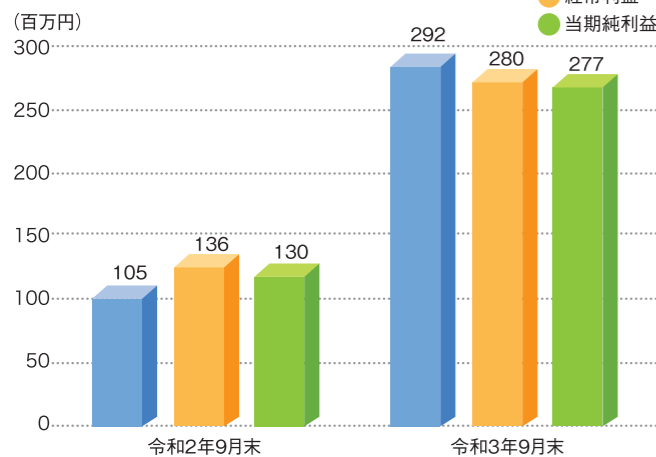
預金残高の状況



貸出金残高の状況



損益の状況

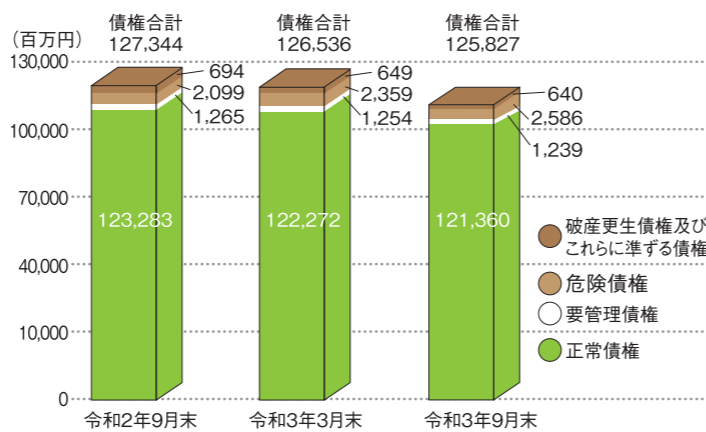


貸出金の業種別内訳

(単位:百万円 %)

業種	令和3年3月末		令和3年9月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	8,757	7.06	8,687	7.05
農業、林業	67	0.05	241	0.19
漁業	142	0.11	138	0.11
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	10,717	8.65	10,647	8.64
電気・ガス・熱供給・水道業	488	0.39	480	0.38
情報通信業	203	0.16	199	0.16
運輸業、郵便業	2,695	2.17	2,681	2.17
卸売業、小売業	10,413	8.40	10,299	8.35
金融業、保険業	2,779	2.24	2,839	2.30
不動産業	20,897	16.86	19,791	16.06
物品賃貸業	30	0.02	26	0.02
学術研究・専門・技術サービス業	897	0.72	1,045	0.84
宿泊業	7,369	5.94	7,346	5.96
飲食業	4,077	3.29	3,962	3.21
生活関連サービス業・娯楽業	2,214	1.78	2,215	1.79
教育、学習支援業	1,099	0.88	1,100	0.89
医療、福祉	4,054	3.27	4,183	3.39
その他のサービス	4,400	3.55	4,344	3.52
小計	81,306	65.62	80,230	65.12
地方公共団体	14,824	11.96	14,411	11.69
個人	27,759	22.40	28,555	23.17
合計	123,890	100.00	123,197	100.00

金融再生法ベースの区分による開示債権



(注) 上記の「金融再生法ベースの区分による開示債権」は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類しております。令和3年9月末計数は、令和3年9月末を基準日として当金庫の定める資産査定基準に基づき債務者区分(※)の見直しをしております。
※債務者区分との関係
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先の債権)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和していると認められる債権)、正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権)

自己資本比率

	令和2年9月末	令和3年9月末
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	7,438百万円	7,366百万円
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	32百万円	26百万円
自己資本額((イ)-(ロ))	7,405百万円	7,339百万円
リスクアセット	89,413百万円	87,085百万円
自己資本比率	8.28%	8.42%

(注)9月末は仮決算のため、「信用金庫半期情報開示に関する基本的考え方」に基づく仮算定値です。

有価証券等の時価情報

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類	令和3年3月末			令和3年9月末			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	300	300	0
	社債	900	905	5	1,500	1,514	14
	その他	9,898	10,034	136	11,297	11,455	158
	小計	10,798	10,940	142	13,097	13,270	173
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	300	298	△1	—	—	
	社債	3,593	3,590	△2	3,363	3,361	△2
	その他	3,099	3,075	△23	3,200	3,160	△39
	小計	6,992	6,965	△27	6,563	6,521	△42
合計	17,790	17,905	115	19,660	19,791	130	

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

③時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和3年3月末	令和3年9月末
非上場株式の貸借対照表計上額	155	155
投資事業組合出資金の貸借対照表計上額	47	96

※「売買目的有価証券」については該当ありません。

④金銭の信託

①運用目的、満期保有目的の金銭の信託 該当ありません
②その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
令和3年3月末	0	0	0	0	—
令和3年9月末	0	0	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

⑤ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

店頭	種類	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価		評価損益
				時価	評価損益	
	金利スワップ 受取変動・支払固定	857	857	△5	3	
	金利スワップ 受取変動・支払固定	823	334	△4	1	

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

⑥ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	種類	ヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価	
					時価	評価損益
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	429	429	△0	0
	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	360	301	0	0

(注)1.上記取引については特例処理を行っております。2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。